

今月の税務トピックス

(納税管理人の選任・届出の要請措置の創設)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

クロスボーダー取引が活発化し、国内に何らの拠点を持たない非居住者等又は外国法人(以下単に「納税者」といいます。)による経済活動が活発になる中、これらの者に対して税務調査及び照会文書の送付等を行う場合、国内に所在する納税管理人を通じた接触のほか、租税条約に基づいた情報交換要請等によって対応されています。しかしながら、税務当局側から接触の必要性があるにもかかわらず、納税者による納税管理人の選任が行われていなかった場合、当局側に取り得る措置がない現況となっており、問題視されていました。

令和3年度税制改正では、非協力的な納税者に対して効果的に税務調査等を行うため、納税管理人が適切に選任・届出を要請できる措置が創設されました。

本稿では、納税管理人制度及び創設された選任・届出の要請措置の概要とその実務上の留意点について解説します。

I 納税管理人制度

納税者が日本に住所等又は本店等を有せず、又は有しないこととなる場合で、納税申告書の提出など国税に関する事項の処理の必要があるときには、納税管理人を選任しなければなりません(国通法117①)。

また、納税者は、納税管理人を定めたときは、その納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長又は国税局長(以下「所轄税務署長等」といいます。)にその旨を届出なければなりません。その納税管理人を解任したときも、同様とされます(国通法117②)。

II 令和3年度税制改正

1 納税者に対する納税管理人の届出をすべきことの求め

納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、その納税者に係る所轄税務署長等は、その納税者に対し、納税管理人に処理させる必要があると認められる事項(以下「特定事項」といいます。)を明示して、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日(以下「指定日」といいます。)までに、納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができます(国通法117③、国通規12の2)。

2 国内便宜者に対する納税者の納税管理人となることの求め

納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務

署長等は、国内に住所又は居所を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの(以下「国内便宜者」といいます。)に対し、その納税者の納税管理人となることを書面で求めることができます(通則法117④)。

3 税務当局による特定納税管理人の指定

所轄税務署長等は、前述した2の求めを受けた納税者(以下「特定納税者」といいます。)が指定日までに納税管理人の届出をしなかったときは、前述した2により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち、①特定納税者が個人である場合、②特定納税者が法人である場合の区分に応じそれぞれに定める国内関連者の特定事項を処理させる納税管理人(以下「特定納税管理人」といいます。)として指定することができます(通則法117⑤)。

4 国内関連者の範囲(特定納税者が個人の場合)

- ① その特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者
- ② その特定納税者の国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実についてその特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者
- ③ 電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引をその特定納税者が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者

III 適用関係

上記IIの改正は、令和4年1月1日以後に行われる納税者に対する納税管理人の届出をすべきことの求め、国内便宜者に対する納税者の納税管理人となることの求め又は税務当局による特定納税管理人の指定について適用されます(令和3年改正法附則1①五八、令和3年改正国通令附則1ただし書き、令和3年改正国通規附則1)。

おわりに

前述したII3に掲げる税務当局による特定納税管理人の指定は、特定納税者及び特定納税管理人に対して書面により通知されます。

なお、税務当局による特定納税管理人の指定が行われた場合には、納税者及び納税管理人として指定された国内関連者の手続保証の観点から、両者による不服申立て又は訴訟が可能とされます(通則法117⑦)。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。